

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

土地境界確定等請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和5年(2023年)10月11日 東京地方裁判所に訴えの提起

26日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、原告が所有する土地（以下「本件土地」という。）と被告が所有する道路部分の土地（以下「本件道路」という。）との境界について争いがあるなどと主張し、主位的請求として、境界が原告が主張する線（以下「原告主張線」という。）であることの確定を求めるとともに、予備的請求として、境界が被告が主張する線（以下「被告主張線」という。）である場合には、原告主張線と被告主張線との間の土地について原告が所有権を有することの確認等を求めるものである。

5 請求の趣旨

(1) 請求の趣旨

ア 主位的請求の趣旨

(ア) 本件土地と本件道路との境界は、原告主張線であることを確定する。

(イ) 訴訟費用は被告の負担とする。

イ 予備的請求の趣旨

(ア) 原告が、原告主張線と被告主張線との間の土地につき、所有権を有することを確認する。

(イ) 被告は、原告に対し、上記(ア)の土地につき、昭和52年3月8日、取得時効を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

(ウ) 訴訟費用は被告の負担とする。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 主位的請求について

原告は本件土地を所有しており、本件土地と本件道路との境界は原告主張線であるが、被告は境界は本件土地内にあると主張しており、本件土地と本件道路との境界につき原告被告間で争いがある。

イ 予備的請求について

本件土地の所有者であった原告の父は、本件土地を第三者に賃貸していたところ、当該第三者を通じて上記(1)イ(7)の土地を長期にわたり占有・使用し、遅くとも昭和52年3月8日までには時効によりその所有権を取得しており、その後、原告が相続人としてこれらの土地を相続取得している。